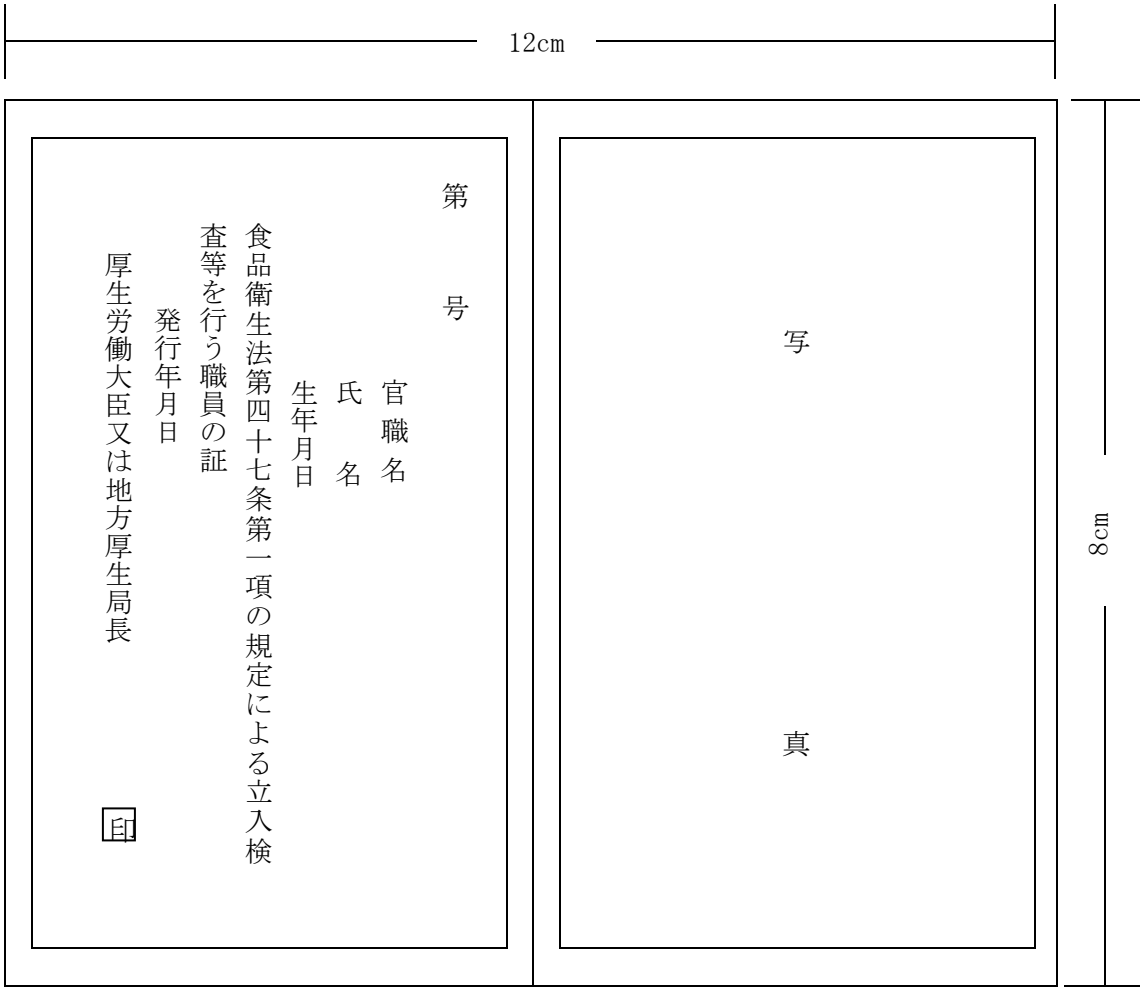
様式第十二号(第四十七条関係)

(表　面)



（裏　面）

この証票を携帯する者は、食品衛生法により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

食品衛生法抜粋

第四十七条　厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十八条（第一項　略）

前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。